
*
* 柏原市議会定例会議案 *
*
* 令和8年第2回 *
*

(令和8年6月4日)

目 次

令和8年6月4日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
報 告 第 2 号	専決処分報告について 「令和8年専決第2号 柏原市市税条例の一部改正について」	1
報 告 第 3 号	専決処分報告について 「令和8年専決第3号 令和7年度柏原市一般会計補正予算(第17号)」	別冊
報 告 第 4 号	令和7年度柏原市一般会計予算の継続費繰越計算報告について	8
報 告 第 5 号	令和7年度柏原市一般会計予算の繰越明許費繰越計算報告について	10
報 告 第 6 号	令和7年度柏原市介護保険事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算報告について	12
報 告 第 7 号	令和7年度柏原市下水道事業会計予算の繰越しについて	14
議案第32号	工事請負契約の締結について	16
議案第33号	柏羽藤環境事業組合同約の変更に関する協議について	17
議案第34号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	19
議案第35号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	21
議案第36号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	23
議案第37号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	24
議案第38号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	25

議案第 3 9 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2 6
議案第 4 0 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2 7
議案第 4 1 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2 8
議案第 4 2 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2 9
議案第 4 3 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3 0
議案第 4 4 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3 1
議案第 4 5 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3 2
議案第 4 6 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3 3
議案第 4 7 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3 4
議案第 4 8 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3 5
議案第 4 9 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	3 6
議案第 5 0 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	3 7
議案第 5 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	3 8
議案第 5 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	3 9
議案第 5 3 号	柏原市印鑑条例の一部改正について	4 0

議案第54号	柏原市市税条例の一部改正について	42
議案第55号	柏原市介護保険条例の一部改正について	49
議案第56号	柏原市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	51
議案第57号	令和8年度柏原市一般会計補正予算(第2号)	別冊
議案第58号	令和8年度柏原市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	別冊
議案第59号	令和8年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第60号	令和8年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第61号	令和8年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算(第1号)	53

報告第2号

専決処分報告について

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

令和8年専決第2号 柏原市市税条例の一部改正について

令和8年専決第2号

柏原市市税条例の一部改正について

柏原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年3月31日専決

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第13号

柏原市市税条例の一部を改正する条例

柏原市市税条例(平成2年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条中「、第88条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第88条の6第1項の申告書、」を削る。

第17条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第87条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第87条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第88条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第88条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第88条の3から第88条の8までを削る。

第89条(見出しを含む。)、第90条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第91条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第92条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第93条の見出し、第94条(見出しを含む。)並びに第95条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改

める。

第96条第2項中「第87条第3項ただし書」を「第87条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「の証明書を」を「の証明書の」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削り、附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の5第1項及び第7条の8中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改める。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条第3項第2号、第11条第3項第2号及び第13条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第14条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第17条第5項第2号、第18条第2項第2号及び第18条の3第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第18条の4第2項第2号及び第5項第2号並びに第18条の5第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第3項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6

項中「附則第15条第25項第4号」を「附則第15条第24項第4号」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第12項を第11項とし、第13項を第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第20条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することがなかった理由

附則第29条の2から第29条の6までを削る。

附則第30条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第30条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第39条中「第13項、第15項、第24項、第31項、第36項、第41項若しくは第44項」を「第12項、第14項、第23項、第30項、第35項、第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の柏原市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（柏原市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 柏原市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年柏原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

報告第4号

令和7年度柏原市一般会計予算の継続費繰越計算報告について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和7年度柏原市一般会計予算継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

令和7年度 柏原市一般会計予算継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予 算 計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国府支出金	地方債	その他
4 衛生費	1 保健衛生費	柏原市斎場火葬 炉設備更新工事	473,112,000		2,481,500	2,481,500		2,481,500	681,500		1,800,000		
合計			473,112,000		2,481,500	2,481,500		2,481,500	681,500		1,800,000		

報告第5号

令和7年度柏原市一般会計予算の繰越明許費繰越計算報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度柏原市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

令和7年度 柏原市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	地方債	
2 総務費	1 総務管理費	市有地測量等業務	3,815,000	3,815,000				3,815,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム改修業務	1,848,000	1,848,000		1,848,000		
		コンビニ交付システム改修業務	1,078,000	1,078,000		1,078,000		
		住民基本台帳システム改修業務	1,910,000	1,910,000		1,909,000		1,000
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	6,130,000	6,130,000		6,130,000		
6 商工費	1 商工費	地域応援商品券事業	402,000,000	402,000,000		402,000,000		
7 土木費	4 下水道費	玉手ポンプ場周辺浸水対策工事	39,170,000	39,170,000			29,300,000	9,870,000
8 消防費	1 消防費	大阪府衛星無線(第3世代)等再整備工事負担金	4,626,000	4,626,000			4,600,000	26,000
9 教育費	6 保健体育費	恩智川(法善寺)多目的遊水地上面整備工事	5,560,000	5,560,000		5,000,000	500,000	60,000
合 計			466,137,000	466,137,000		417,965,000	34,400,000	13,772,000

報告第6号

令和7年度柏原市介護保険事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算報告
について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度柏原市介護保
険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

令和7年度 柏原市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	
1 総務費	3 介護認定審査会費	認定審査会システム標準化対応業務	8,360,000	8,360,000					8,360,000

報告第7号

令和7年度柏原市下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度柏原市下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

令和 7 年度 柏原市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳		不用額	説 明
						企業債	損 益 勘 定 留 保 資 金		
1	資本的支出								
	1	建設改良費							
		ポンプ場等 整備事業	151,527,000	81,093,963	8,000,000	7,800,000	200,000	62,433,037	入札の不調 等による

議案第 3 2 号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

- 1 契約の目的 健康福祉センター解体除却工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 金 4 3 1, 2 2 2, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 大阪府中央区南船場 1 丁目 1 6 番 1 3 号
矢野建設株式会社
代表取締役 矢野 正治

議案第 33 号

柏羽藤環境事業組合規約の変更に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、柏羽藤環境事業組合規約を変更することについて関係市町村と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏羽藤環境事業組合格約の一部を変更する規約

柏羽藤環境事業組合格約（昭和43年2月22日許可）の一部を次のように変更する。

第3条第3号を削る。

第14条第2項第4号を削る。

附 則

この規約は、大阪府知事の許可のあった日から施行する。

議案第 34 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約を変更することについて、関係市町村と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めらる。

令和 8 年 6 月 4 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「岸和田市」の次に「、泉大津市」を、「富田林市」の次に「、箕面市」を、「柏原市」の次に「、門真市」を加える。

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。

議案第 35 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて関係地方公共団体と協議をするため、同法第 291 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の一部を次のように変更する。

第17条第1項第4号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。

議案第36号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 37 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 4 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第38号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第39号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第40号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第41号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第42号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第43号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第44号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第45号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第46号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第47号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第48号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第49号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第50号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第51号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第52号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第53号

柏原市印鑑条例の一部改正について

柏原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市印鑑条例の一部を改正する条例

柏原市印鑑条例（昭和50年柏原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「以下同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「であって個人番号カードの交付を受けているもの」を削り、「は、」の次に「個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、自ら」を加える。

第11条第1号中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」を加える。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

議案第54号

柏原市市税条例の一部改正について

柏原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市市税条例の一部を改正する条例

柏原市市税条例(平成2年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第25条第1項ただし書中「及び第26条の3第1項」を「並びに第26条の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第26条の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第26条の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第46条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者

に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有するもの

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第12条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当するもの又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有するもの

第26条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第67条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第18条の3第1項」を「、附則第18条の2の2第1項又は附則第18条の3第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第14条第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第17条第1項及び第2項並びに第19条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規

定により読み替えて適用される第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第21条から第22条の2まで、第22条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第21条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項前段、第22条の2、第22条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第22条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第23条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第67条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第22条第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第14条の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第18条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の柏原市市税条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第26条の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第26条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の柏原市市税条例第26条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第

18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の柏原市市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後の柏原市市税条例附則第14条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第3号に掲げる規定による改正後の柏原市市税条例附則第18条の2の2の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の柏原市市税条例第67条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第55号

柏原市介護保険条例の一部改正について

柏原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市介護保険条例の一部を改正する条例

柏原市介護保険条例（平成12年柏原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度分の保険料の減免に関する特例）

第14条 前条の規定により令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなされた者であって、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものに係る令和8年度分の保険料については、第12条第1項の規定にかかわらず、減免することができる。

2 前項の減免については、申請を要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第56号

柏原市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

柏原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

柏原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

柏原市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年柏原市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第11条中「5,000円」を「6,000円」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の柏原市病院事業の設置等に関する条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後に診断書、証明書等の交付の求めがあったものについて適用し、同日前に診断書、証明書等の交付の求めがあったものについては、なお従前の例による。

議案第61号

令和8年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度柏原市市立柏原病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入の補正）

第2条 令和8年度柏原市市立柏原病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	467,028千円	0千円	467,028千円
第1項 企 業 債	279,300千円	△ 9,543千円	269,757千円
第3項 補 助 金	0千円	9,543千円	9,543千円

(企業債の補正)

第3条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
医療機器等整備事業	68,900千円	59,357千円

令和8年6月4日提出

柏原市長 富宅正浩

補 正 予 算 実 施 計 画
資 本 的 収 入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			467,028	0	467,028	
	1 企業債		279,300	△ 9,543	269,757	
		1 企業債	279,300	△ 9,543	269,757	
	3 補助金		0	9,543	9,543	
		1 他会計補助金	0	9,543	9,543	

令和8年度柏原市市立柏原病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）
（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

（単位：千円）

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 780,075
	減価償却費	356,081
	長期前払消費税償却額	9,213
	資本費繰入収益	△ 84,897
	貸倒引当金の減少額	△ 183
	賞与引当金の減少額	△ 35,863
	退職給付引当金の増加額	48,552
	長期前受金戻入額	△ 155,784
	受取利息及び配当金	△ 1,500
	支払利息	48,973
	固定資産除却損	2,664
	未収金の増加額	△ 35,373
	未払金の増加額	68,113
	貯蔵品の減少額	<u>1,780</u>
	小計	△ 558,299
	受取利息及び配当金の受取額	1,500
	利息の支払額	<u>△ 48,973</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 605,772
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 166,325
	一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>282,168</u>
	投資活動によるキャッシュ・フロー	115,843
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	269,757
	建設改良企業債の償還による支出	△ 473,698
	ファイナンス・リース債務の返済による支出	<u>△ 717</u>
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 204,658
4	資金増加（減少）額	△ 694,587
5	資金期首残高	<u>1,329,073</u>
6	資金期末残高	634,486

令和8年度柏原市市立柏原病院事業予定貸借対照表
(令和9年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
ア 土 地		273,757		
イ 建 物	8,034,346			
減価償却累計額	<u>△ 4,368,279</u>	3,666,067		
ウ 車 両	6,933			
減価償却累計額	<u>△ 3,464</u>	3,469		
エ 器 械 備 品	2,195,594			
減価償却累計額	<u>△ 1,792,278</u>	403,316		
オ リ ー ス 資 産	4,235			
減価償却累計額	<u>△ 3,646</u>	589		
カ 建 設 仮 勘 定		<u>3,389</u>		
有形固定資産合計			4,350,587	
(2) 無 形 固 定 資 産				
ア ソフトウェア		<u>12,744</u>		
無形固定資産合計			12,744	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産				
ア 長 期 前 払 消 費 税		<u>0</u>		
投資その他の資産合計			<u>0</u>	
固 定 資 産 合 計				4,363,331
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			634,516	
(2) 未 収 金		809,438		
貸倒引当金		<u>△ 14,419</u>	795,019	
(3) 貯 蔵 品			15,827	
流動資産合計				<u>1,445,362</u>
資 産 合 計				<u>5,808,693</u>

負 債 の 部

	千円	千円	千円	千円
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
ア 建設改良等の財源に 充てるための企業債		<u>1,873,546</u>		
企業債合計			1,873,546	
(2) 引 当 金				
ア 退職給付引当金		<u>1,162,406</u>		
引当金合計			1,162,406	
(3) 長期リース債務			<u>137</u>	
固定負債合計				3,036,089
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
ア 建設改良等の財源に 充てるための企業債		<u>481,411</u>		
企業債合計			481,411	
(2) 引 当 金				
ア 賞与引当金		<u>185,304</u>		
引当金合計			185,304	
(3) 短期リース債務			460	
(4) 未 払 金			603,839	
(5) その他流動負債			<u>16,654</u>	
流動負債合計				1,287,668
5 繰 延 収 益				
(1) 繰 延 収 益				
ア 長期前受金			7,372,282	
長期前受金収益化 累計額		<u>△ 6,134,177</u>		
繰延収益合計				<u>1,238,105</u>
負債合計				<u><u>5,561,862</u></u>

資 本 の 部

	千円	千円	千円	千円
6 資 本 金				1,457,261
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
ア 他 会 計 負 担 金		119,800		
イ 受 贈 財 産 評 価 額		6,098		
ウ 寄 附 金		<u>6,050</u>		
資 本 剰 余 金 合 計			131,948	
(2) 利 益 剰 余 金				
ア 減 債 積 立 金		839,533		
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金		<u>2,181,911</u>		
利 益 剰 余 金 合 計			<u>△ 1,342,378</u>	
剰 余 金 合 計				<u>△ 1,210,430</u>
資 本 合 計				<u>246,831</u>
負 債 資 本 合 計				<u><u>5,808,693</u></u>

補 正 予 算 基 礎 資 料
資 本 的 収 入

収 入

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 企 業 債		279,300	△ 9,543	269,757			
	1 企 業 債	279,300	△ 9,543	269,757	企 業 債	△ 9,543	医療機器等整備事業に伴う企業債
3 補 助 金		0	9,543	9,543			
	1 他 会 計 補 助 金	0	9,543	9,543	他 会 計 補 助 金	9,543	まちづくり応援寄附金からの繰入